

21世紀の管理栄養士等のあり方検討会

報告書(概要)

平成10年6月8日

21世紀の管理栄養士等のあり方検討会

1 検討の背景

- 生活習慣病対策が国民の健康問題の大きな課題となっている。生活習慣病の発症と進行を防ぐためには、生活習慣の改善、なかでも食生活改善が重要である。
- 疾病の予防や治療における栄養指導には、栄養評価・判定に基づく高度な専門知識・技能が求められているが、現行の管理栄養士等は主に給食管理に携わっており、栄養評価・判定に基づく傷病者への栄養管理等に携わっている者が少ない。また、寝たきり老人等の介護領域では、栄養士にも福祉関係の知識や経験が不可欠。
- 欧米では、栄養士は慢性疾患等の疾病の予防から治療に至るまでの業務をこなす「人」を対象とする栄養専門職種として位置づけられている。
- こうした国内外での栄養士を取り巻く情勢の変化の中で、わが国においても、管理栄養士等のあり方を総合的に見直していくことが必要である。

2 資格制度の枠組みについて

現行の栄養士制度の骨子は下表のとおりである。

名称	業務	性格	資格を付与する者	条件
栄養士	栄養の指導	名称独占	都道府県知事 (免許)	2年以上の 養成施設卒業
管理 栄養士	複雑又は困難 な栄養の指導	名称独占	厚生大臣 (登録)	管理栄養士 国家試験合格

栄養に関わりのある分野での高度な専門性を有した人材を育成するために、現行の栄養士制度の枠組みについて、いくつかの案の検討を行い、最終的には下記の案が妥当との結論に至った。

- 栄養士は免許制、管理栄養士は登録制という既存の枠組みの骨格は変えずに、管理栄養士の業務である「複雑又は困難な栄養指導」の一部として傷病者への栄養指導を明確化する。あわせて、管理栄養士が傷病者に対して栄養指導する場合には医師の指示を要することを法律に定める。
- 栄養士、管理栄養士の資質の向上をさらに実効あるものとし、生活習慣病等へも対応できるようにするためには、資格の枠組みに加えて、以下に述べる教育科目の充実、国家試験の改善、生涯教育の充実等も必要である。

3 養成のあり方について

(1) 教育科目の見直し

- 傷病者への栄養管理業務を担う人材を育成するには、①修業年限4年の管理栄養士教育、②科学技術の進歩、チーム医療への参画、さらには福祉・介護分野等にも対応できるような教育科目の編成、③豊かな人間性を養う教育等の充実が必要。

ただし、給食管理業務を行う人材の育成は、過去の経緯から当面、修業年限2年の栄養士教育もやむを得ない。

- 養成施設の独自性と専門性も出せるような教育科目の弾力化。

(2) 実務実習の重視と実習方法の見直し

- 給食管理中心の実習方法を見直し、栄養指導業務を行う実習内容とする。

教育効果の高い、充実した実務実習が実施できるよう、実習の指導者を含めた質の高い受け入れ施設を確保。

(3) 教員等の資質の向上

- 養成施設の教員や現場の指導者への定期的・継続的な研修の充実。

最新の実務教育の導入を図るため、養成施設と現場との人事交流の促進と現場の人材の教員への積極的な活用。

(4) 施設・設備の見直し

臨床分野の業務等に対応した実習機器等の整備。施設・設備の規制の緩和。最新鋭の施設・設備が導入された食品加工試験場等の活用促進。

4 管理栄養士国家試験について

(1) 試験科目の見直し及び出題基準の公表

教育科目の変更に合わせた試験科目の見直し。管理栄養士養成施設卒業者に対する試験科目の一部免除制度の廃止。国家試験の出題基準の公表。

(2) 受験資格の見直し

国家試験の受験資格は、管理栄養士養成施設卒業者を原則とする。ただし、過去の経緯から、8年間程度の間は管理養成施設卒業者以外も受験できるよう、経過措置を設ける。

(3) 試験の早期化

管理栄養士の資格を取得しているか否かは就職の際の大きな要素であることから、試験の早期化を検討すべき。

管理栄養士国家試験の早期化にあわせて、行政改革の観点から管理栄養士国家試験を民間団体に委託することを検討すべき。

5 生涯教育について

(1) 卒後教育の充実

最新の専門知識・技能の習得のために、卒後教育を関係機関の協力を得て、職域の特性に応じた生涯教育体制を構築する。

(2) 職能・学術団体による認定制度

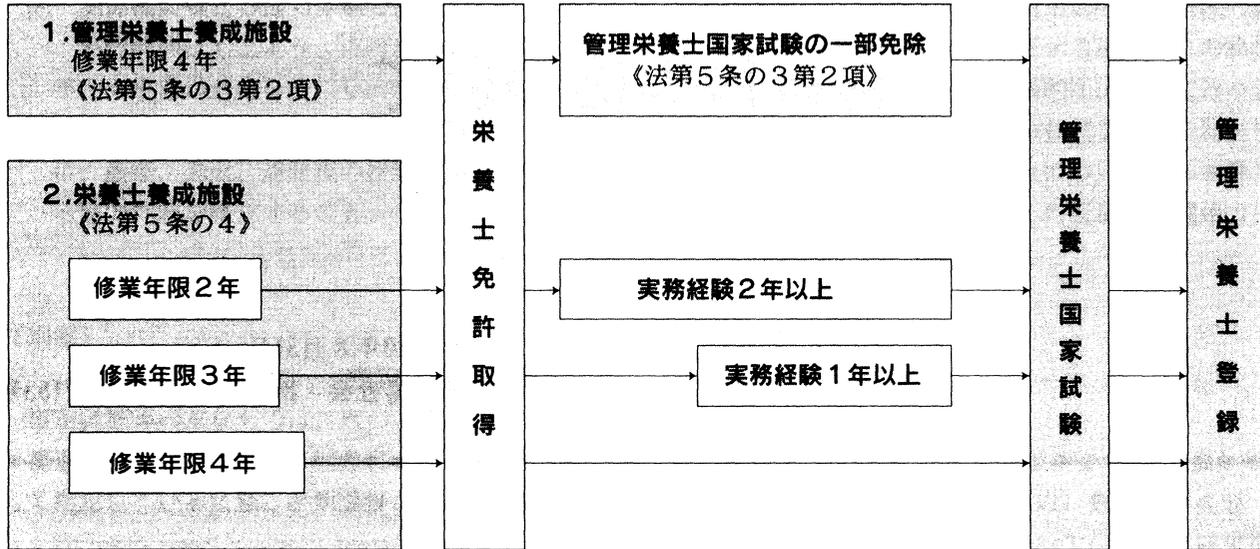
職能・学術団体において、特定分野の高度な専門知識・技能をもった資格者（例えば、臨床栄養士、公衆衛生栄養士等）を育成し、認定する制度を設ける。

6 その他

- 管理栄養士等の活動を支える臨床分野等栄養管理研究の充実。
- 国民はもとより、保健医療関係者に対する栄養教育、啓発活動の一層の強化。

〔参考資料〕

栄養士免許取得及び管理栄養士国家試験制度の概要



（注）法：栄養士法

（栄養士及び管理栄養士の定義）

第1条 この法律で栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

② この法律で管理栄養士とは、前項に規定する業務であって複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士をいう。（栄養士法）

21世紀の管理栄養士等あり方検討会 名簿

（50音順）

氏名	職名	氏名	職名
香川 芳子	女子栄養大学長	中坊 幸弘	京都府立大学教授
金田 麻里子	多摩立川保健所長、前都庁高齢保健課長	中村 壽美子	食のジャーナスト代表、前日本テレビチーフプロデューサー
木元 教子	評論家	中村 丁次	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院栄養部長
小池 昭彦	前日本医師会常任理事（第1～7回）	藤沢 良知	実践女子短期大学教授
五島 孜郎	東京農業大学名誉教授	藤原 満喜子	上越市助役
櫻井 秀也	日本医師会常任理事（第8回以降）	◎細谷 憲政	東京大学名誉教授
○尚 弘子	放送大学教授、NHK経営委員、元沖縄県副知事	松本 和興	東京栄養食糧専門学校長
清野 裕	京都大学医学部教授	水間 正澄	昭和大学医療短期大学理学療法学科教授
寺本 成美	国立長崎中央病院長	武藤 泰敏	椙山女学園大学教授

（◎座長 ○座長代理）